

判決文の表現

ーレトリック理論を活用してー

平野 敏彦

1

レトリックは、古代ギリシア・ローマにおいて誕生した論証・表現・口演を含む弁論（演説）パフォーマンスの一大技術（ars）体系である。もともと弁論家が行う法廷弁論がその中心的関心事であった¹⁾。法律学は、徹頭徹尾、言葉の使い方・使われ方が中心を占める学であり、術である。この本質は、今も昔も変わらないと思われる。

本稿では判決の犯罪事実が記載されている部分について、一つの事実に対する多様な表現が成り立つ様子をながめてみることにしたい。

ある殺人事件についての次のような二つの叙述がある。

[A]被告人は、昭和28年9月頃から、料理屋Wの接客婦リリーことE女と馴染みになり、やがて夫婦約束までした。しかし、遊興のため多額の借財を負い、両親からは右Eとの交際を絶つよう迫られた。昭和30年2月には、当時勤めていた印刷所から小切手等を横領し、退職した。同年5月、被告人はEに別れ話を持ちかけたが、同女はこれに応ぜず、心中したいと言い出した。被告人は熱

意に動かされてしぶしぶその相談に乗ったが、3日後、同女と紀州南端の山中に赴いたときには、心中の気持は消えていた。しかし、追死するつもりであるように見せかけ、あらかじめ買い求めて用意した青化ソーダの致死量をEに与えたところ、同女はこれをのみくだし、その場で中毒死した。

[B]被告人は、料理屋の接客婦Kと馴染みになり夫婦約束までしたが、遊興のため多額の借財を負い、両親からKとの交際を絶つよう迫られて、Kを重荷に感じ始め、別れ話を持ちかけたが、Kはこれに応じず、心中することを申し出た。被告人は、Kにつられて渋々心中の相談に乗ったが、3日後、もはや心中する気持ちがなくなっていたにもかかわらず、Kを伴って山中に赴き、真実はその意思がないのに追死するもののよう装い、予め買い求めて携帯してきた青化ソーダ致死量をKに与えて嚥下させ、即時同所において、青化ソーダの中毒によりKを死亡させた。

これらは『刑法判例百選Ⅱ』（有斐閣）からの引用である。二つの叙述から読み取れる事件の大筋——二人で心中すること

になっていたが、女性だけが死に、男性は死ななかった——は変わらないものの、細部については微妙な表現上の差異があり、一つのストーリーとしてのイメージが鮮明に結ばない箇所が出てくる。同じ資料を用いながら、執筆者によって事実についての叙述表現が異なる例として興味深い。

両者をいくつかの点で対比すると、次のとおりである。

①被害者名は：

[A] E 女

[B] K

②相談に乗ったのは：

[A] 熱意に動かされてしぶしぶ

[B] K につられて渋々

③心中の気持ちは：

[A] 3 日後、同女と紀州南端の山中に赴いたときには、心中の気持は消えていた

[B] 3 日後、もはや心中する気持ちがなくなっていたにかかわらず、K を伴って山中に赴き

④追死の誤信は：

[A] 追死するつもりであるように見せかけ

[B] 真実はその意思がないのに追死するもののように装い

⑤殺害行為は：

[A] 青化ソーダの致死量を E に与えたところ、同女はこれをのみくだし、その場で中毒死した

[B] 青化ソーダ致死量を K に与えて嚙下させ、即時同所において、青化ソーダの中毒により K を死亡させた

別冊ジュリスト『判例百選』シリーズ

は、法学部や法科大学院における法律学の学習の際に用いられる補助教材であって、一つの最高裁判所の判決（最高裁以外の裁判所の裁判例も一部含まれている）を百程度選び、その判決の対象となった事件の「事実の概要」、判決文からの引用・抜粋である「判旨」、執筆者による「解説」の 3 項目を見開き 2 頁に収めたものである。執筆者は当該分野の研究者（大部分は大学教員だが、一部、実務家もいる）で、数年毎に改訂され、判例の入れ替えや、執筆者の交替がある。

この判決は「偽装心中と殺人罪」という見出しで掲載され、[A] は第 3 版（1992 年）・第 4 版（1997 年）のもの（松尾浩也執筆）で、[B] は第 5 版（2003 年）・第 6 版（2008 年）のもの（中森喜彦執筆）である。

百選の執筆者が依拠する資料・情報源は、主として公式判例集に登載された判決文である。本稿で採り上げた事件の原典は、最高裁判所第二小法廷が昭和 33 年 11 月 21 日に下した判決であり、『最高裁判所刑事判例集』12 巻 15 号 3519 ～ 3531 頁に収録されている（第一審・第二審判決も登載）。

対象となる事件の発生は昭和 30 年 5 月 26 日であった。殺人業務上横領被告事件として起訴され、同 7 月 11 日に第一審和歌山地裁田辺支部判決が懲役 8 年の有罪判決を下した。これに対して上訴がなされ、昭和 31 年 5 月 9 日の第二審（控訴審）大阪高等裁判所判決で刑期が懲役 6 年に減じられ、さらに昭和 33 年 11 月 21 日の第三審（上告審）最高裁判決で高裁判決のとおり懲役 6 年の刑が確定した。

公式判例集に登載される判決は先例の意味を有するものであるが、判例集編集委員会によると、この判例は

1. 被害者の意思の瑕疵と刑法第 202 条の囑託、承諾
2. 偽装心中は殺人罪にあたるかの 2 点について、
 1. 被害者の意思が自由な真意に基づかない場合は刑法 202 条にいう被害者の囑託または承諾としては認められない。
 2. 自己に追死の意思がないに拘らず被害者を殺害せんがため、これを欺罔し追死を誤信させて自殺させた所為は、通常の殺人罪に該当する。

という判断を示したものとされている。この 2 点の判示事項について、先例的意義を有することになる。

以上のように、この判決の主眼は、被告人の行為が（普通）殺人罪に当たるか、同意殺人罪に当たるかという問題に対する判断のガイドラインを示した点にある。

2

通常法律学習では、この判例を素材として、実際に起こった犯罪の具体的な事実関係を前提とし、殺人罪の条文の適用例を通じて、殺人罪と同意殺人罪の差異を学ぶ。いわば、条文の解釈・適用の例題として学ぶわけである。本稿では、その判例の法的思考・法的論理の部分に照準をあわせる通常の分析ではなく、表現面に照準を合わせて分析したい。

[A]・[B] 二つの「事実の概要」は、次の [C] の第一審判決の「理由」の「罪となるべき事実」の記述に依拠して書かれて

おり、おそらくそれ以外の情報は使用されていないと推測される。

[C] 被告人は昭和 23 年 11 月頃から田辺税務署に雇として採用され徴収管理係として同署に勤務し、同 29 年 7 月 1 日新宮税務署に転勤したが同年 9 月末退職し、同年 12 月中旬頃より同年 2 月末まで田辺市紺屋町 112 番地有限会社永井印刷所（代表社員永井芳蔵）に傭われ帳簿の記入、納税等の諸業務に従事していたものであるが

第 1、昭和 28 年 9 月頃から田辺市上屋敷町 94 番地料理屋若柳こと村上鶴吉方接客婦リリーこと小森恵美子（当 22 年）と馴染となり遊興を重ねる中、同女との間に夫婦約束まで出来たが、他面若柳に対し十数万円、其他数ヶ所からも数十万円の借財を負うに至り、両親からは恵美子との交際を絶つよう迫られ最近に至り自らもようやく同女を重荷に感じ始め、同女と関係を断ち過去の放縦な生活を一切清算しようと考えその機会の来るのを待つていたところ遂に同 3 年 5 月 23 日頃同女に対し別れ話を持ち掛けたが同女は之に応ぜず心中を申出でた為め困り果て同女の熱意に釣られて渋々心中の相談に乗ったものの同月 26 日頃には最早被告人の気が変わり心中する気持がなくなつていたに拘らず同日午後 3 時頃同女を伴つて和歌山県西牟婁郡三川村大字高原番地不詳通称焼尾谷山中の東滝附近に赴いたが同女が自己を熱愛し追死してくれるものと信じ

ているのを奇貨とし同女をのみ毒殺しようと企て真実は追死する意思がないのに追死するものの如く装い同女をして其旨誤信せしめ予め買求め携帯してきた青化ソーダ致死量を同女に与えて之を嚥下させよつて同女をして即時同所に於て右青化ソーダの中毒により死亡せしめて殺害の目的を遂げ

第2、別紙一覧表記載の通り昭和30年2月5日頃から同月28日頃迄の間前後5回に亘り永井芳蔵から納税等の為め業務上預り保管中の小切手3枚(額面金額合計105,000円)及び現金合計12,000円を自己の遊興費に充当する目的を以て田辺市内に於てほしいままに之を着服横領したものである。

「昭和30年7月11日和歌山地方裁判所田辺支部判決」(最判12巻15号3526-3527頁)

日本語表現における悪文診断の分野で定本的な位置を占め、版を重ねている岩淵悦太郎編著『悪文』(日本評論社、初版1960年)において、判決文は悪文のチャンピオン(75頁)と呼ばれている。判決理由の犯罪事実の部分では、一連の行為の連鎖を一文で途切れずに書くという慣行に忠実に従っている上記[C]は、悪文の中でも「長文病」の症例を示していると言えよう(起訴状の公訴事実の部分で、検察官も同じ原則に従っている)。

本稿での引用に際して、縦書きを横書きにしたので漢数字をすべて算用数字に改めたが(改行と仮名の大書きはそのまま)、全文で八百数十字が一つの文で表

現されており、読点の数も極端に少ない。

[A]・[B]の記述の相違点を、[C]と対照して検討してみよう。

①被害者の略記がE女とKの二種類あったのは、小森恵美子(Komori Emiko)の姓か名かの違いであったことが判明する。「女」を付記するのは、事実の概要において、登場人物が女性であることを示す必要がある場合に用いられる表記法であるが、かつてはたとえば「E子」のように「子」が付記されることも多かった。また、最近では、判決文から明らかになる本名のイニシャルではなく、A、B…(かつては、甲、乙…も多かった)を用いるのが一般的である。ちなみに、行為者は、判決文なので、「被告人」と記載されているが、アルファベットで表記するときは、通例は「X」が用いられる。

②[C]の「熱意に釣られて渋々」から、[A]は「熱意」と「しぶしぶ」を、[B]は「つられて」と「渋々」を抜き出しているが、[A]が「釣られて」を「動かされて」と変えた理由も、[B]が「熱意」を用いなかった理由も推測がつかない。

③被告人の気変りがどの時点で生じていたかについて、[C]「6日頃には最早被告人の気が変わり心中する気持がなくなっていたに拘らず」から判断すると、山に行く前の段階と認定していると思われるので、[A]の「山中に赴いたときには、心中の気持は消えていた」はミスリーディングである。殺害について計画性がなかったという印象を与えかねないものであり、判決の立場からそれた事実の叙述になってしまっている。

④追死を誤信させた点について、[C]では「同女が自己を熱愛し追死してくれ

るものと信じているのを奇貨とし同女をのみ毒殺しようと企て真実は追死する意思がないのに追死するものの如く装い同女をして其旨誤信せしめ」とやや詳しく表現されており、特に「同女をのみ毒殺しようと企て」という認定は、殺人罪の適用の成否にかかわる重要なポイントであるが、[A]「見せかけ」、[B]「装い」のように両者とも比較的簡単に表現されている。

⑤殺害行為について、[B]は[C]の「死亡せしめて殺害の目的を遂げ」の箇所以外は「中毒により死亡せしめて」という表現を「中毒によりKを死亡させた」と口語調に変えてはいるが、使役形を使用して内容をほぼ再現しているのに対して、[A]は「Eに与えたところ、同女は…のみくだし、…中毒死した」と単なる自然の時間経過のような、場合によっては被害者の死亡に被告人が関与していないのではないかと読みさせる余地の残す表現を用いている。

[A]・[B]は同一の資料を、原典の表現をそのまま踏襲せずに微妙に自己の言葉で置き換えており、いわば二種類の「要約」があると言ってよい。そして、要約者の視点・立場の違いやねらっている効果の違いが表現に反映されることになるので、読者に提供される情報が異なってくるし、読者の読み取り方にも当然影響を与える。特に、③と⑤についての[A]の叙述には、被告人の動機や行為を描くのに殺人罪の予断を排除しうるような表現が用いられているように見える。

この判決が出た直後から、この事件について殺人罪の成立を認めることは問題であるという批判があり、その観点から

あえて選ばれた表現である可能性がある。また、[B]は[A]の後を承けて執筆されたものであるが、判例[C]の立場そのものを理解させるという教育的配慮から、改版の際に、あえて表現が修正された可能性もなきにしもあらずである。

そのほか、[C]で目につく点は、「最近に至り自らもようやく同女を重荷に感じ始め」の「ようやく」、「過去の放縦な生活を一切清算しようと考え」の「放縦…一切精算」、「機会の来るのを待つていたところ遂に」の「遂に」という評価的な言葉の使用である。客観的な事実の描写が要求されるところで、このように裁判官の道徳的・倫理的な評価の表現が付加されることは、刑事判決では時折見られるところである。犯罪事実を叙述する場合にも、無味乾燥な事実の羅列だけではなく、その事実連鎖のプロセスを外から見るとの視線を感じさせるような表現を組み込むことが、ストーリー展開にリアル感をもたせるためにも必要なのかもしれない。また、この種の評価的・感情的な表現の混入が裁判官の人間味が表出したと評されることもあるが、これが意図的なものではなく、無意識的に入り込んでいるとすれば、客観的事実を描写するというジャンルの表現活動の本質にかかわるものかもしれない。

また、第一審判決にはないが、第二審判決で被告人の供述調書の以下の部分が、そのまま引用されている。

以上申し上げたように永らく恵美子と交際し、一時は結婚する約束までしていたが、私の過去の素行を反省し又父母からは私の素行について兎

角責められ勝ちであり、私もこの際過去のすべての経緯から清算し更生し正しい道を歩もうと思っていたが、恵美子に別れ話をしても恵美子が私と別れるのは嫌や、何処でも連れて行つてくれと云い、若しこれができなければ一緒に死んでくれと申すので、私も過去の経緯から脱却することが困難で実際は本当に死ぬる気持ちもないのに、恵美子に対し一緒に死ぬると云つて毒を飲ませ、同人を死亡せしめたことは非常に悪いことであつたと自責の念にたえない。

この調書は、被告人本人が書いた供述書ではなく、供述を検察官が記録した供述録取書なので、発言を速記的に記録したものではなく、表現面から見ると検察官というフィルターを通した書き言葉様式に変換がなされているが、「別れるのは嫌や」というような方言を含む話し言葉の引用は、臨場感を必要とする叙述の決め手の部分で、効果的に使用される表現テクニックである。

以上、裁判所の判決文とそれに依拠して書かれた学者の文章を対比して分析した結果、視点の差異が表現の差異となっており、逆に表現の差異の理由を考えることが視点の差異を浮かび上がらせることになるということが確認できたと思う。

3

最後にこの事件で問題になった条文の適用と裁判過程について、表現という角度から、簡単に説明しておこう。

この事件では偽装心中が殺人罪に該当

するのか、そうでなければ他のどのような犯罪に該当するのかが、争点になっている。そこでまずそれぞれの犯罪類型について、条文の内容をみておこう。

第一審判決が昭和 30 年のものなので、現行条文と旧条文を示す（刑法は平成 7 年に口語ひらがな書きに表記が改められるまでは、明治 40 年に制定された文語カタカナ書き法文が正文であった）。

刑法第 199 条(殺人)

＜当時＞人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ 3 年以上ノ懲役ニ処ス

＜現行＞人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。

刑法第 202 条(自殺関与及び同意殺人)

＜当時＞人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ 6 月以上 7 年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

＜現行＞人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。

202 条には、

「人ヲ教唆シテ自殺セシメタル＝人を教唆して自殺させた」自殺教唆罪、

「人ヲ幫助シテ自殺セシメタル＝人を幫助して自殺させた」自殺幫助罪、

「被殺者ノ囑託ヲ受ケテ之ヲ殺シタル＝人をその囑託を受けて殺した」囑託殺人罪、

「被殺者ノ承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル＝人

をその承諾を得て殺した」承諾殺人罪の計四つの犯罪類型が規定されている。

自殺教唆罪と自殺幫助罪は、自殺関与罪として一括され、その行為は「人を～させた」という使役動詞が用いられている。これに対して、嘱託殺人罪と承諾殺人罪は、同意殺人罪として一括され、「人を～殺した」という能動形の動詞が用いられている。同意殺人罪は、犯罪行為自体は199条の(普通)殺人罪に該当するが、被害者の嘱託又は承諾があり、法が保護している生命という利益(法益)を被害者自身の意思で放棄したことにより、殺害行為者の責任が減輕されるのである。本来は殺人罪の亜種であるが、「6月以上7年以下の懲役又は禁錮」の刑罰に処するという法的評価が自殺関与罪と同じなので、同じ条にまとめられたと思われる。表現面から見ると、整然と整理されていることがわかる。

この条文に規定されている犯罪構成要件を読み取り、その要件を満たす事実を、数多くの証拠に基づいて認定していくのが裁判過程である。他方、大学での法律学習では、証拠に基づく認定を除いた言語的シミュレーションを使い、法的思考をトレーニングしているのである。

この事件では、当初の心中の申し出が女性からなされたと認定されているので、自殺教唆は成立せず、また、単独での自殺の実行を援助したとは言えないので、自殺幫助もはずれ、同意殺人が問題になる。そこで、殺してくれと頼まれて殺害行為を行った嘱託殺人か、あるいは殺してもかまわないかという申し出に対する承諾を得て殺害行為を行った承諾殺人が成立するか、それとも殺害行為を実

行したという点で、殺人罪が成立するかが争われた。

刑期が「死刑又は無期若しくは3年以上(現在5年)の懲役」(有期懲役なら上限は15年(現在20年))か、「6月以上7年以下の懲役又は禁錮」は大違いである。詳細は省略するが、裁判所は、最終的に、被害者の「自由な真意」と行為者の「欺罔と誤信」を判断ポイントとして、殺人罪に問擬したのであるが、実際の刑期は同意殺人罪の法定刑におさまっている。

実務においては、捜査段階から裁判段階に至るまで、犯罪をめぐる事実、事件処理の過程で、多種多様な言葉で表現される。具体的には数多くの文書資料が作成され、言葉は悪いが、いわば言語表現の洪水状態である。

この事件は、男性が自首したという認定がないので、山中で女性の毒物死体が発見されたことが捜査の端緒になったと思われる。自殺か他殺かというところから出発して、警察は被害者の身元の割り出しと周囲の聴き取りから捜査を開始し、女性と交際していた男性に到達し、事情聴取の上、逮捕して身柄を確保したと思われる。ここまでの段階で、多くの調書、警察が作成する逮捕状請求書や裁判所が發布する逮捕状などの令状関係の文書が作成され、検察段階の捜査でも各種の調書が作成され、それらの事実記載を総合的に判断して、起訴するかどうかの終局処分が決定される。

起訴相当と判断される場合は、検察官が起訴状を作成し、その中で、犯罪成立の前提となる事実として公訴事実(一般に、起訴事実と言われる)が記載される。これはいわば犯罪の骨格であって、それ

を証拠で証明すべき事実群と関連づけた犯罪ストーリーが冒頭陳述である。その後、この検察側のストーリーをめぐって証拠調べが行われ、論告・求刑、最終弁論を経て判決宣告となる（この過程での法廷での言葉のやりとりこそ、古来、弁論術としてのレトリックが技術体系を構築しようと試みてきた法廷弁論である）。

判決において、結論である主文とともに、その理由づけの中で裁判所が認定した事実が確定され、事件についての事実関係の表現に終局的な表現が与えられる。この判決に不服があれば上訴できるが、この場合、上訴審の判断の対象は、事件の事実そのものというよりも、原審の裁判官が書いた判決であり、判決文の言語的表現の細部に至るまで再審査がなされることも多い。三審制なので、上告されれば、この作業が2回繰り返されることもある。

この一連の過程で、判断の前提となる事実関係は、様々なレベルで言語的に叙述される。これは最も抽象的な条文レベルから最も具体的な事件レベルまでの言語表現のアナログ変換、つまり連続性をもった表現の変容であり、その過程の中に法的思考の特質をみようとする理論も提唱されている。

もちろん、すべての膨大な資料を理論的に分析することは不可能であり、また研究者にとっては資料的制約もある。本稿も公刊された判例集から取り出した一つの判決の一部分を見たにすぎないが、その一斑は見ていただけたと思う。

4

一般に、法律学には論理的な思考力が重要であると考えられているが、それ以上にその思考の過程や結論を言葉で表現する能力も重要である。実務法曹になる最大の関門である司法試験合格をめざす法科大学院学生の最大の関心事は、自分の論述能力を向上させることであるが、この「論述」という言葉に、「論」=論理と「述」=表現の両面の力が重要であるという法律学の本質が表れている。

表現学会で報告の場を与えられた機会に、日頃は主として論理展開を学ぶ材料として用いている判例を、表現面つまり「述」に焦点を当てた見方をしてみようというのが本稿のねらいであった。

事実を記述するに当たって、ある明確な意図をもって選ばれた表現は、明示的あるいは黙示的に、提供される情報のコントロールを行っている。そのテクニクは、古来、レトリック理論の中で分類され、命名されてきた技法と重なるところが多い。言葉の使用に鋭敏であるべき法律家は、インプット・アウトプットの両方のプロセスにおいて、インターフェイスたる表現の差異に十分注意を払う必要がある。論理を表現から読み取り、また、適切な表現を通して論理を伝えなければならない。そのような職業である。

本稿では省略したが、学会当日は、[A]・[B]の「事実の概要」を読んで法学部の学生が描いた4コマ漫画を四つ紹介した。犯罪事実関係をイメージ的にとらえる練習として課している課題であるが、これだけの限られた情報から、ある部分は想像力を加味して、実に多様な理

解に基づく、多彩な画像表現が提出される。

表現が二つに分かれるのが、行為者のキャラクター設定である。だいたい4コマ目の殺害直後の男性の言動として描かれるが、男性の性格をいい人間としてとらえる者は「ごめん」「すまない」というセリフとともに描いているが、悪い人間としてとらえる者は「しめしめ」「ウソです」というセリフを付けている。言語表現の受容と画像表現（言語表現はセリフ、あるいは内心を表す吹き出しで表現しなければならない）の表出の過程における表現の偏差も、言語表現の一つの特質を見せてくれるように思われる。

注

- 1) 平野敏彦「弁論術としてのレトリック—法学からのアプローチ—」菅野盾樹編『レトリック論を学ぶ人のために』世界思想社、2007年、4-24頁を参照。
(広島大学)

◇表現研究関連文献紹介

糸井通浩・半澤幹一（編）『日本語表現学を学ぶ人のために』（世界思想社、平成21年8月刊、2,400円＋税）

表現学会の平成21年現在の役員と会員が中心となり編纂された日本語表現学の手引書。13名が執筆。前・現代表理事が編集。5章13節の構成。あとがきの代わりに、日本語表現学の歴史を概説した節を含む「付章：日本語表現の研究」が収録されている。総頁数は278頁。

日本語表現の基礎（言語・認知・コミュニケーションと表現）、機構（表現の視点・主体、対象・場面、展開・構造）、諸相（音声・文字、語彙・文法、文章・談話と表現）、歴史（文章表現・談話表現の歴史）、外国語表現との対照研究（中国語表現との比較対照、英語と日本語の依頼表現の比較対照）の5章13節。5部13章と表現するほうが適切な概説書である。

日本語表現学は、まだ体系を持った学としては確立されていない。しかし、日本語には日本語なりの伝統的な様式と言語形式が培われている。本書は、文章作法や解釈だけではなく、言語上の特質を踏まえて、日本語による表現の持つ機構や構造も明らかにすることを目標にしている。文体論や、談話分析、語用論、テクスト言語学にも関わる研究分野を、「表現学」として体系的にまとめることをめざしている（p. ii）。今後の新しい研究と日本語表現学の樹立に寄与し、その学習者対象に編集された宿望の書である。

日本語表現学の多様な領域の方向性を示唆し、「表現学」の全体像を示すことに成功している。表現学の研究者には必携の書になるであろう。（吉村耕治）